

「学校環境衛生基準」解説 2022

編集／日本薬剤師会

薬事日報社

発行に当たって

児童生徒等の健康を保持増進し、学習能率の向上を図るためには、健康的で快適な学習環境を整えることが必要です。そのため学校保健安全法には、全ての学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校）に学校医を、また大学以外の学校に学校歯科医及び学校薬剤師を置くことと定められています。さらに、幼保連携型認定こども園も同法の規定が準用され、学校薬剤師を設置する必要があります。

学校薬剤師は、薬剤師の資格をもつ者のうちから、教育委員会などの学校設置者が任命または委嘱します。そのため、普段は薬局や病院などに勤務する薬剤師がその任に当たることが多いでしょう。しかし、薬剤師であれば誰もがすぐに学校薬剤師として活動できるわけではありません。学校薬剤師の職務は環境衛生活動への関与が主体となるため、医薬品に関する知識に加えて、公衆衛生学、衛生化学等の知識や技能も必要です。また、発育・発達の重要な時期にある児童生徒等に関わることから、学校薬剤師には学校教育を正しく理解し、教育者の一員としてのふさわしい人間性をもつこと、並びに職務に必要な知識や技能の研鑽（講習会、研修会への参加等）に常時努めることが求められます。その際、手元に実践的な解説書があれば心強いのではないのでしょうか。本書は学校薬剤師に就く者がいつも身近に置き、時に応じて参照できる座右の書となることを目指して発刊されました。

学校では学校保健安全法の規定に基づき、学校保健計画の中で学校環境衛生活動の年間計画を策定します。学校薬剤師はその計画に従い、学校保健安全法に基づき文部科学大臣が定めた学校環境衛生基準に則って、学校環境衛生検査を実施します。

2018年、2019年、2020年及び2022年に、環境衛生に関する新たな知見や児童生徒等の学習環境等の変化を踏まえて、校環境衛生基準の教室等の温度などの基準が改正されました。こうした改正法令等の内容は可能な限り本書に反映しましたが、最新情報は随時ご確認ください。また、日本薬剤師会学校薬剤師部会が作成した検査表等も併せて掲載しています。

第	1	編
---	---	---

学校保健と学校環境 衛生活動の概要

第1 学校保健

学校保健は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号、最終改正：平成27年法律第46号）に基づく学校における子供の今を見守るための「保健管理」と、明日を担う子供が生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善できるようになるための「保健教育」に大別される。学校とは、子供が明日をよりよく生きるための学びの場であり、1日のうち多くの時間を過ごす生活の場でもある。したがって、学校保健の適切な実施は、極めて重要である。

我が国における学校保健は、学制が公布された明治5（1872）年以来時代の推移に伴って変遷を重ねながら、その体制を整備してきた歴史がある。現行の学校保健、特に保健管理については、昭和33（1958）年に制定された「学校保健法（現：学校保健安全法）」の規定に基づき充実し、発展してきた。

近年、子供を取り巻く社会環境が急速に変化しており、平成19（2007）年3月に文部科学大臣は、中央教育審議会に対して、子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について検討するように諮問した。平成20（2008）年1月に中央教育審議会は、「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について（答申）」を取りまとめた。その答申を踏まえ、文部科学大臣は、平成20（2008）年2月、第169回国会に「学校保健法等の一部を改正する法律案」を提出し、同年6月に法案が可決され、法律名も「学校保健法」から「学校保健安全法」に変更された。学校保健安全法は、平成21（2009）年4月1日から施行された。

学校保健安全法では、学校における「保健管理」と「安全管理」に関し必要な事項を定めている。このうち「保健管理」については「学校の管理運営等」「健康相談等」「健康診断」「感染症の予防」「学校保健技師並びに学校医、学校歯科医及び学校薬剤師」「地方公共団体の援助及び国の補助」に分けて規定している。また、「保健管理」は、児童生徒等の健康管理と学校の環境管理に分けて考えることもできる。学校の衛生環境は児童生徒等の健康及び学習能率等に大きな影響を及ぼすことがあることから、学校の環境を衛生的に保持し、必要に応じて改善を図るための環境衛生検査等の学校環境衛生活動が重要である。

一方、「保健教育」は子供たちの発達段階に応じて実施されており、例えば、平成29（2017）年3月告示中学校学習指導要領の総則「第1 中学校教育の基本と教育課程の役割」において「学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること」とされている。また、その実施に向けて「学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科、

技術・家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること」とその方策が示されている。さらに、「それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること」とされ、指導の目標にも触れられている。

近年、学校保健の対象となる課題は、多様化・複雑化してきており、専門的な知識や経験が必要となることも少なくない。中学校指導要領（平成29年告示）解説総則編第3章第4節1(4)では、「また、指導体制の工夫に当たっては、教師一人一人にも得意の分野など様々な特性があるので、それを生かしたり、学習形態によっては、教師が協力して指導したりすることにより、指導の効果を高めるようにすることが大切である。その具体例としては、チーム・ティーチング、合同授業など実際の指導場面におけるもののほか、指導案の作成、教材・教具の開発、共同研究や研修、他の学校との連携、協力などが考えられ、各学校の実態に応じて工夫することが望ましい。食育その他の心身の健康の保持増進に関する指導においてこれらについての専門性を有する養護教諭や栄養教諭の積極的な参画・協力を得たりすること、学校内にとどまらず、学校外の様々な分野の専門家の参加・協力を得たりすることなど様々な工夫を行い、指導の効果を高めることが大切である」と記載されている。学校薬剤師は、薬物乱用防止教育や医薬品教育などにおいて授業への参加・協力を求められることがある。

学校保健が適切かつ円滑に実施されるために、国、教育委員会等の学校設置者及び学校医・学校歯科医・学校薬剤師を含む教職員のそれぞれが重要な役割を担っている。

第2 学校環境衛生活動

学校環境衛生活動の法的根拠

学校における環境衛生活動の大切さは、以前から十分に認識されており、「学校保健法」では昭和33（1958）年に公布された時から「学校においては、換気、採光、照明及び保温を適切に行い、清潔を保つ等環境衛生の維持に努め、必要に応じてその改善を図らなければならない」と規定されていた。その後、昭和53（1978）年に「学校保健法」の一部改正があり、第2条に現行の「学校保健安全法」第5条と同じ趣旨の「学校においては、児童、生徒、学生又は幼児及び職員の健康診断、環境衛生検査、安全点検その他の保健又は安全に関する事項について計画を立て、これを実施しなければならない」との規定が追加され、環境管理の重要性がより明確化された。また、学校環境衛生が適切に維持管理されていることの指標となる基準として、昭和39（1964）年の保健体育審議会の答申「学校環境衛生の基準」が広く使われていたが、平成4（1992）年にはそれが全面改訂され、文部省体育局長裁定「学校環境衛生の基準」が通知された。その後、科学技術の進展や学校を取り巻く環境の変化を踏まえて、いくつかの改訂が行われ、それぞれ体育局長、スポーツ・青少年局長通知として発出され、周知が図られてきた（表1-2-1）。

以上のように、学校においては健康診断と同様に環境衛生検査は法令に基づき実施するものであり、その実施に関するガイドラインである「学校環境衛生の基準」も示されていることから、学校における環境衛生検査は完全実施されていなければいけなかったと言える。しかし、平成20（2008）年1月17日の中央教育審議会答申「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について（答申）」では、「学校において『学校環境衛生の基準』に基づいた定期検査は、必ずしも完全に実施されていない状況があり、子どもの適切な学習環境の確保を図るためには、定期検査の実施と検査結果に基づいた維持管理や改善が求められている。そのため、完全に実施されていない要因やその対策について十分検討した上で、現在ガイドラインとして示されている『学校環境衛生の基準』の位置付けをより一層明確にするために法制度の整備を検討する必要がある」と示された。

この答申を踏まえて、平成20（2008）年6月に公布された「学校保健安全法」では、文部科学大臣が学校環境衛生基準を定めることが明確化され（第6条第1項）、学校環境衛生に関する学校の設置者及び校長の責務、そして適正を欠く事項があると認められた際の事後措置についても明確化が図られた（第6条第2項、第3項）。この規定を受けて学校環境衛生基準は平成21年文部科学省告示第60号として告示された。さらに、学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号、最終改正：令和2年文部科学省令第39号）第1条で、学校における環境衛生検査は、「学校環境衛生基準」に基づいて行わなければならないと明確に規定された。なお、同施行規則第2条には、日常点検の実施についても規定されている。

表1-2-1 「学校環境衛生の基準」から「学校環境衛生基準」への変遷

年 月 日	変 遷 の 概 要
昭和36(1961)年3月14日	文部大臣、学校環境衛生の基準の設定を保健体育審議会に諮問
昭和39(1964)年6月3日	保健体育審議会、「学校環境衛生の基準」を作成、文部大臣に答申
昭和39(1964)年6月19日	文部省体育局長、保健体育審議会の答申である「学校環境衛生の基準」を参考にするよう通知
平成4(1992)年6月23日	文部省体育局長、「学校環境衛生の基準」を全面改訂、各都道府県教育委員会教育長、都道府県知事、国公立市立大学等に通知
平成6(1994)年3月17日	体育局長、「学校給食衛生管理の基準(通知)」を发出、水質基準に関する省令の制定に伴い、飲料水の管理に関わる基準の一部改訂
平成8(1996)年8月28日	体育局長、「学校給食衛生管理の基準(通知)」を发出、平成8(1996)年5月以来、学校給食が原因とされる病原性大腸菌O157による食中毒が多発したため、その防止の徹底を図るため、学校給食の衛生管理に関わる基準の一部改訂
平成9(1997)年4月1日	体育局長、「学校給食衛生管理の基準(通知)」を发出、「学校環境衛生の基準」の学校給食に関わる定期検査、臨時検査、日常点検は、「学校給食衛生管理の基準」を準用
平成9(1997)年10月31日	体育局長、「学校におけるごみ処理に係る環境衛生管理の徹底等について(通知)」を发出、学校におけるごみの焼却処理は、安全性が確認されるまで、原則中止・廃止
平成10(1998)年10月12日	体育局長、「学校環境衛生の基準」の一部改訂を通知：①「学校給食衛生管理の基準」(平成9(1997)年4月1日)を「学校環境衛生の基準」に明確に位置づける、②「飲料水の管理」における判定基準の条項を改訂するなど
平成13(2001)年8月28日	スポーツ・青少年局長、「学校環境衛生の基準」の一部改訂を通知：「水泳プールの管理」について改訂し、測定項目に総トリハロメタンの測定やpHを加えるとともに濁度の基準、遊離残留塩素の測定法を変更
平成14(2002)年2月5日	スポーツ・青少年局長、「学校環境衛生の基準」の一部改訂を通知：「教室等の空気」の基準に揮発性有機化合物(ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン)を追加
平成16(2004)年2月10日	スポーツ・青少年局長、「学校環境衛生の基準」の一部改訂を通知
平成19(2007)年7月10日	スポーツ・青少年局長、「学校環境衛生の基準」の一部改訂を通知：「飲料水の管理」「雨水等利用施設における水の管理」「水泳プールの管理」における大腸菌群の検査を削除し、大腸菌に一本化
平成20(2008)年6月18日	「学校保健等の一部を改正する法律案」が可決成立、「学校保健安全法」へ題名改正等
平成21(2009)年4月1日	「学校保健安全法」施行、「学校環境衛生基準(平成21(2009)年文部科学省告示第60号)」施行
平成30(2018)年4月1日	「学校環境衛生基準」(告示)の一部改正(平成30(2018)年3月30日)施行：検査項目から「机、いすの高さ」を削除するなど
令和元(2019)年7月1日	「学校環境衛生基準」(告示)の一部改正(令和元(2019)年7月1日)施行：「工業標準化法」「日本工業規格」を「産業標準化法」「日本産業規格」に改めるなど
令和3(2021)年4月1日	「学校環境衛生基準」(告示)の一部改正(令和2(2020)年12月15日)施行：キシレンの基準値見直しなど
令和4(2022)年4月1日	「学校環境衛生基準」(告示)の一部改正(令和4(2022)年3月31日)施行：温度及び一酸化炭素の基準値の見直し

学校保健安全法

第5条（学校保健計画の策定等）

学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

第6条（学校環境衛生基準）

文部科学大臣は、学校における換気、採光、照明、保温、清潔保持その他環境衛生に係る事項（学校給食法（昭和29年法律第160号）第9条第1項（夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号）第7条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和32年法律第118号）第6条において準用する場合を含む。）に規定する事項を除く。）について、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（以下この条において「学校環境衛生基準」という。）を定めるものとする。

- 2 学校の設置者は、学校環境衛生基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならない。
- 3 校長は、学校環境衛生基準に照らし、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

学校保健安全法施行規則

第1条（環境衛生検査）

学校保健安全法（昭和33年法律第56号。以下「法」という。）第5条の環境衛生検査は、他の法令に基づくもののほか、毎学年定期に、法第6条に規定する学校環境衛生基準に基づき行わなければならない。

- 2 学校においては、必要があるときは、臨時に、環境衛生検査を行うものとする。

第2条（日常における環境衛生）

学校においては、前条の環境衛生検査のほか、日常的な点検を行い、環境衛生の維持又は改善を図らなければならない。

【学校とは】

「学校保健安全法」の規定の対象となる「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条で規定された「学校」、すなわち幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校である。しかし、学校保健安全法第32条において専修学校も学校保健安全法第5条及び第6条を準用することが規定されており、学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査等も行わなければならない。さらに、幼保連携型認定こども園についても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号、以下「認定こども園法」という）第27条において、学校保健安全法第3～6条、第23条の学校環境衛生活動に関連する条文を準用することが規定されている。したがって、これらの学校及び園等は、適切な環境衛生の維持管理に努めなければならない。

学校教育法**第1条**

この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

学校保健安全法**第2条（定義）**

この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。

第32条（専修学校の保健管理）

3 第3条から第6条まで、第8条から第10条まで、第13条から第21条まで及び第26条から前条までの規定は、専修学校に準用する。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）**第27条（学校保健安全法の準用）**

学校保健安全法第3条から第10条まで、第13条から第21条まで、第23条及び第26条から第31条までの規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。

【建物としての学校の維持管理】

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（昭和45年法律第20号、以下「建築物衛生法」という）では、興行場、百貨店、図書館、事務所、学校等の特定用途に使用される建築物で、1つの建築物において特定用途に使用される延べ面積が3,000 m²以上（学校については8,000 m²以上）の規模を有するものを「特定建築物」と定義し、その特定建築物の所有者、占有者等に対して、「建築物環境衛生管理基準」に従って維持管理をすることを義務付けている。特定建築物に該当するかどうかの判断は、建築確認書（又は通知書）の延べ面積によることになっている。例えば、同一敷地内であれば建築物が2つあっても、1つの建築確認で処理されることもある。また、既にAビルがあり、後でBビルが建てられて渡り廊下や地下通路で連結された場合、Bビルの建築確認が「新築」であればAとBは2つのビル、Bビルの建築確認がAビルの「増築」（この他建築確認には大規模模様替え等がある）となっていれば、A、B合わせて1つのビルとする扱いもある。文部科学省『学校環境衛生管理マニュアル「学校環境衛生基準」の理論と実践〔平成30年度改訂版〕』（平成30年6月）では、校舎の特定建築物該当性に関する考え方の例を図1-2-1のように示している。

例 1
A 棟の延べ面積が8,100 m²の場合。⇒該当
A 棟の延べ面積が7,900 m²の場合。⇒非該当
(1 棟当たりの延べ面積が8,000 m²以上であれば該当する。
8,000 m²を超えなければ非該当である。)

例 2-1
B 棟の延べ面積が4,000 m²、C 棟の延べ面積が5,000 m²であり、それぞれが独立している場合。
⇒B 棟、C 棟ともに非該当
(それぞれ独立した校舎であり、B 棟、C 棟共に 1 棟当たりの延べ面積が8,000 m²未満であることから非該当である。)

例 2-2
B 棟の延べ面積が4,000 m²、C 棟の延べ面積が5,000 m²であり、B 棟とC 棟が渡り廊下で接続されている場合 (合計9,000 m²)。
⇒該当適否について、保健所に確認すること。

例 2-3
B 棟の延べ面積が4,000 m²、C 棟の延べ面積が5,000 m²であり、内部で接続されている場合 (合計9,000 m²)。
⇒該当適否について、保健所に確認すること。

例 3
B 棟の延べ面積が4,000 m²、D 棟の延べ面積が9,000 m²であり、それぞれが独立している場合。
⇒B 棟は非該当、D 棟は該当。
(それぞれ独立した校舎であり、D 棟は 1 棟当たりの延べ面積が8,000 m²以上であるから該当する。)

なお、上記例以外にも特定建築物に該当する例があることから、不明な場合には保健所に問い合わせること。

(文部科学省「学校環境衛生管理マニュアル」p.16～p.17<参考 I-2>より)

図 1-2-1 校舎の特定建築物該当性に関する考え方の例

特定建築物を有する学校では、「建築物環境衛生管理基準」に基づく衛生管理が必要になることから、学校薬剤師だけでなく建築物環境衛生管理者を選任しなければならない(表 1-2-2)。近年、特定建築物を有する学校が増えていることから建築物環境衛生管理者資格を有する学校薬剤師も増えている。

なお、全国の特定建築物の数は、平成20(2000)年度は総数41,038棟、うち学校3,140棟(7.7%)であった(平成20年度衛生行政報告例)が、令和元(2019)年度は総数46,756棟、うち学校4,159棟(8.9%)であり(令和元年度衛生行政報告例)、特定建築物に該当する校舎が増えている。

表 1-2-2 空気環境に関する建築物衛生管理基準と学校環境衛生基準の比較

検査項目	建築物環境衛生管理基準	学校環境衛生基準
浮遊粉じんの量	0.15 mg/m ³ 以下	0.10 mg/m ³ 以下であること
一酸化炭素の含有率	6 ppm以下	6 ppm以下であること
二酸化炭素の含有率	1,000 ppm以下	1,500 ppm以下であることが望ましい
温度	(1) 18℃以上28℃以下 (2) 居室における温度を外気の温度より低くする場合は、その差を著しくしないこと。 (空気調和設備を設けている場合)	18℃以上、28℃以下であることが望ましい。
相対湿度	40%以上70%以下 (空気調和設備を設けている場合)	30%以上、80%以下であることが望ましい。
気流	0.5 m/秒以下	0.5 m/秒以下であることが望ましい。
ホルムアルデヒドの量	100 µg/m ³ 以下	100 µg/m ³ 以下であること

空気調和設備：エアーフィルタ、電気集じん機等を用いて外から取り入れた空気等を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給（排出を含む。）ことができる機器及び付属設備の総体。

（文部科学省「学校環境衛生管理マニュアル」p.16<参考I-2>より一部改変：温度及び一酸化炭素の値を、令和4（2022）年の基準改正を踏まえて変更）

「学校環境衛生基準」の一部改正の概要

「学校保健安全法」第6条第1項の規定に基づき定められた「学校環境衛生基準」（平成21（2009）年文部科学省告示第60号）は、環境衛生に関する新たな知見や児童生徒等の学習環境等の変化を踏まえ、これまで平成30年文部科学省告示第60号（平成30（2018）年4月1日施行）、令和元年文部科学省告示第18号（令和元（2019）年7月1日施行）、令和2年文部科学省告示第138号（令和3（2021）年4月1日施行）、令和4年文部科学省告示第60号（令和4（2022）年4月1日施行）で一部改正されている。

平成30（2018）年の改正の概要は以下のとおりである。

- 1 教室等の環境関係：①望ましい温度の基準を「17℃以上、28℃以下」に見直したこと、②温度、相対湿度及び気流の検査方法について最低限必要な測定器の精度を示すよう見直したこと、③浮遊粉じんの検査方法について検査の結果が著しく基準値を下回る場合に次回からの検査を省略することができる規定を設けたこと、④照度の記載を見直したこと。
- 2 飲料水等の水質及び施設・設備関係：有機物等の検査項目から「過マンガン酸カリウム消費量」を削除し、「有機物（全有機炭素（TOC）の量）」のみとしたこと。
- 3 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品の管理関係：検査項目から「机、いすの高さ」を削除したこと。
- 4 水泳プールに係る関係：総トリハロメタンの検査について、プール水を1週間に1回以上全換水する場合は、検査を省略することができる規定を設けたこと。
- 5 日常における環境衛生関係：1の①に準じ、温度の基準を見直したこと。

この改正では、教室等の備品の検査項目から「机、いすの高さ」が削除されただけであり、大きな変化が無いように見えるが、現場の実態を踏まえた見直しが各項目で行われている。また、検査方法では、「温度」「湿度」「気流」等において他の法令等との整合性がより図られている。

「学校保健安全法」施行後も「学校環境衛生基準」に定められた全ての検査項目について検査が完全実施されていない状況がある。その理由の一つとして環境衛生検査に必要とされる適切な検査器具の不足が挙げられていることを踏まえ、汎用性の高い検査方法・機器等の使用が可能になっている。改正内容を周知する平成30（2018）年4月2日付け文部科学省初等中等教育局長通知「学校環境衛生基準の一部改正について」（29文科初第1817号）では、学校の設置者に対して、「学校環境衛生活動が適切に実施されるよう、学校保健安全法第4条の規定に基づき、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努められたい」と求めている。そして、「施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実」については、「例えば、検査器具など物的条件の整備、学校環境衛生検査委託費の財政措置等が考えられる」とし、検査器具などの整備が設置者の責務であることが示されている。

学校保健安全法

第4条（学校保健に関する学校の設置者の責務）

学校の設置者は、その設置する学校の児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

「学校環境衛生基準」は、法令上、「望ましい基準」であるが、「であること」と「であることが望ましい」を使い分けている。すなわち、他の法令で「であること」と既に定められていたり、児童生徒等の健康に対する影響が大きいと考えられたりするものは、守られるべきものとして「であること」が使われている。一方、学校環境は、学校のみでの努力では改善が難しく、学校外の環境等に大きな影響を受ける場合がある。このような場合には、「であることが望ましい」と示されている。例えば、平成30（2018）年の改正では「温度」が「10℃以上、30℃以下であることが望ましい」から「17℃以上、28℃以下であることが望ましい」へ改正されたが、これは建築物衛生法等に準拠したものであり、一般家庭に冷暖房機器が普及していることを踏まえ、児童生徒等の健康を保護し、かつ快適に学習するために望ましい環境を学校としてつくっていくことへの期待が込められていると考えられる。近年、猛暑が毎年のように続いている我が国において夏場に28℃以下に保つことは、エアコンの導入なしでは考えにくい状況である。しかし、地域の事情により全ての学校にエアコンが導入されているわけではない。したがって、「学校環境衛生基準」に示された基準を達成するためには、学校の対応のみでは困難な場合も考えられ、学校の設置者はもちろんのこと、保護者や地域関係者と協力して環境衛生活動を推し進めることが重要である。さらに、温熱環境の快適性は、温度のみならず、湿度や気流等も考慮すべきであり、冷暖房機器の使用についても児童生徒等の実態を反映した総合的な判断が求められる。なお、近年の熱中症対策の一環として、小・中・高等学校における普通教室のエアコンの設置率が90%を超えており、それに伴い、浮遊粉じん及び気流の測定が必要となることに留意すべきである。

令和元（2019）年の改正では、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴い、日本工業規格（日本産業規格）を引用する検査項目等について所要の改正が行われた。

令和2（2020）年の改正では、厚生労働省の「シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会」のまとめを受けて発出された、「室内空気中化学物質の室内濃度指針値について」（平成31年1月17日付け厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）を踏まえ、キシレンの基準値が「 $870 \mu\text{g}/\text{m}^3$ （0.20 ppm）」から「 $200 \mu\text{g}/\text{m}^3$ （0.05 ppm）」に見直された。また、第2の2(5)のウ、「清潔状態」が「貯水槽の清潔状態」に記載整備が行われた。

令和4（2022）年の改正では、建築物衛生法における「建築物環境衛生管理基準」の「温度」及び「一酸化炭素」の基準の変更に合わせて、温度の基準値が「 18°C 以上、 28°C 以下であることが望ましい」及び一酸化炭素の基準値が「6 ppm以下であること」に変更された。

「学校環境衛生基準」の考え方

「学校環境衛生基準」は、学校環境を適切に維持し、管理するための基準であり、「定期検査」「臨時検査」「日常点検」について検査項目、基準、方法が示されている。

(1) 定期検査

定期検査は、それぞれの検査項目についてその実態を客観的、科学的な方法で定期的に把握し、その結果に基づいて環境の維持及び改善のために必要な措置を講じるために行われるものである。また、日常点検の重点項目の決定等に役立てることが大切である。

実施すべき検査項目の内容によっては、学校薬剤師が直接その検査に当たることが適切であるものと、学校薬剤師の指導によって公衆衛生関係の検査機関に検査を依頼することが適切なものがある。また、学校薬剤師の指導・助言の下に教職員が直接、検査に当たる場合もある。学校薬剤師と学校薬剤師以外の役割の分担は、学校や地域の実情によって異なる。定期検査は、学校保健計画に位置付けられ、校長の責任の下に実施するものであることから、いつ、誰が実施するかを明らかにすることが必要である。

(2) 日常点検

日常点検は、それぞれの検査項目について、毎授業日の授業開始前、授業中又は授業終了時等に、教職員が主として感覚により調べるもので、環境衛生の維持又は問題点の改善を図るために実施される。日常点検の結果は、定期検査や臨時検査の効果的な実施に役立てるものでもある。そのためには、点検結果を記録することが大切である。

(3) 臨時検査

臨時検査は、下記に示すような場合に、必要な検査項目を定めて検査するものである。

- ・感染症又は食中毒の発生のおそれがあり、また、発生したとき。
- ・風水害等により環境が不潔になり又は汚染され、感染症の発生のおそれがあるとき。
- ・新築、改築、改修等及び机、いす、コンピュータ等新たな学校用備品の搬入等により揮発性有機化合物の発生のおそれがあるとき。
- ・その他必要なとき。

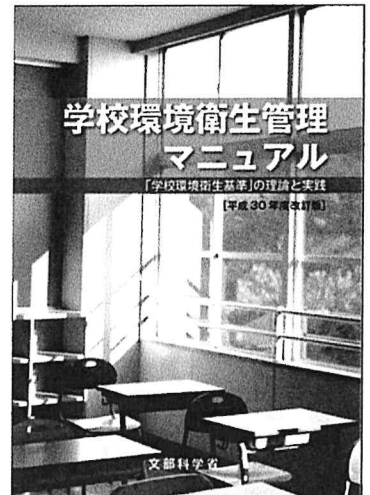
なお、臨時検査は、定期に行う検査に準じた方法で行う必要がある。

(4) 主な検査・点検項目

図1-2-2は、学校環境衛生基準の検査の対象となる幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の代表的な教室や施設、設備等の模式図であり、「学校環境衛生基準」の「第1 教室等の環境に係る学校環境衛生基準」「第2 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準」「第3 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品に係る学校環境衛生基準」「第4 水泳プールに係る学校環境衛生基準」「第5 日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準」の主な検査、点検項目について示した。

学校保健安全法及び同法施行規則に基づく環境衛生検査及び日常点検の対象となる学校種は、前述したように学校教育法第1条に規定される「学校」及び学校保健安全法を準用することになっている専修学校や幼保連携型認定こども園である。一方、学校保健安全法施行規則第1条では、学校環境衛生検査は他の法令に基づくもののほかに行われるものであり、環境衛生を維持管理するための法令として建築物衛生法や水道法などがある。

学校環境衛生基準に関する基本情報は、文部科学省のホームページ（トップ＞教育＞学校保健、学校安全、食育＞学校保健の推進＞学校環境衛生）に掲載されており、特に文部科学省の「学校環境衛生管理マニュアル」を確認することが大切である。

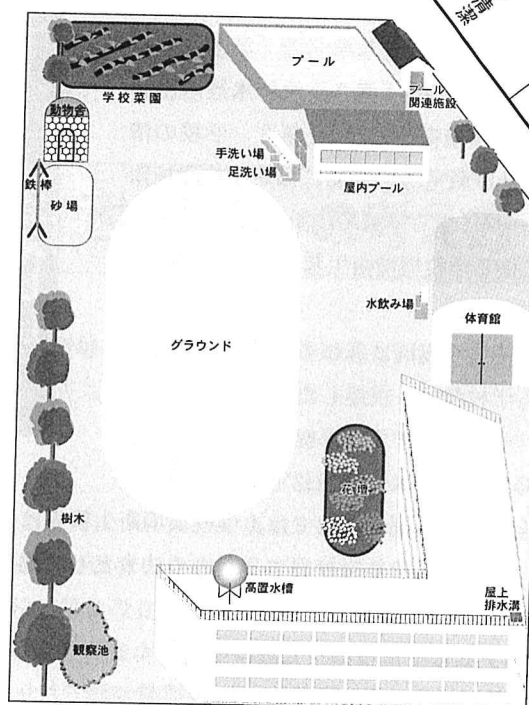


なお、上述したように「学校環境衛生基準」は環境衛生の管理基準であり、学校施設の設置基準ではない。学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために学校施設を新築、増築、改築、改修する際の計画及び設計に関する留意事項は、文部科学省の「学校施設整備指針」に示されている。「学校施設整備指針」は、学校種ごとに作成されており、高等学校と特別支援学校の指針は平成28（2016）年、幼稚園の指針は平成30（2018）年、小学校と中学校の指針は平成31（2019）年に改訂されている。建物等の設置と管理の考え方は相互に関連していることから、この指針を学校の教職員や学校の設置者など学校における環境衛生活動に関わる関係者が理解し、環境衛生活動を進める上で参考とすることが大切である。

第 4 水泳プールに係る学校環境衛生基準													
(1)遊離残留塩素	(2)pH値	(3)大腸菌	(4)一般細菌	(5)有機物等	(6)濁度	(7)総トリハロメタン	(8)循環ろ過装置の処理水	(9)プール本体の衛生状況等	(10)浄化設備及びその管理状況	(11)消毒設備及びその管理状況	(12)室内プール		
											(ア)空気中の二酸化炭素	(イ)空気中の塩素ガス	(ウ)水平面照度
プール (水質)								施設・設備の衛生状態					

第3 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品に係る学校環境衛生基準									
畜舎	調理室	給食室	図書室	音楽室	図工室	理科室	家庭科室	給食室	体育館
プール	プール	プール	プール	プール	プール	プール	プール	プール	プール
プール	プール	プール	プール	プール	プール	プール	プール	プール	プール
プール	プール	プール	プール	プール	プール	プール	プール	プール	プール
プール	プール	プール	プール	プール	プール	プール	プール	プール	プール
プール	プール	プール	プール	プール	プール	プール	プール	プール	プール
プール	プール	プール	プール	プール	プール	プール	プール	プール	プール
プール	プール	プール	プール	プール	プール	プール	プール	プール	プール
プール	プール	プール	プール	プール	プール	プール	プール	プール	プール

第5 日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準	
(1)換気	教室等の環境
(2)温度	
(3)明るさとまぶしさ	
(4)騒音	
(5)飲料水の水質	飲料水等の水質及び施設・設備
(6)雑用水の水質	
(7)飲料水等の施設・設備	学校の清潔及びネズミ、衛生害虫等
(8)学校の清潔	
(9)ネズミ、衛生害虫等	水泳プールの管理
(10)プール水等	
(11)附属施設・設備等	



第2 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準	
水質(1) その他に(2)~(4)	ア. 一般細菌
	イ. 大腸菌
	ウ. 塩化物イオン
	エ. 有機物
	オ. pH値
	カ. 味
	キ. 臭気
	ク. 色度
	ケ. 濁度
	コ. 遊離残留塩素
施設・設備	(5)飲料水 ア. 給水源の種類 イ. 維持管理状況等 ウ. 貯水槽の清潔状態
	(6)雑用水 雑用水に関する施設・設備

第1 教室等の環境に係る学校環境衛生基準											
普通教室	校長室	職員室	事務室	保健室	図書室	音楽室	図工室	理科室	コンピュータ室	家庭科室	給食室
体育館											
(1)換気	(2)温度	(3)相対湿度	(4)浮遊粉じん	(5)気流	(6)一酸化炭素	(7)二酸化窒素	(8)揮発性有機化合物	(9)ダニ又はダニアレルゲン	(10)照度	(11)まぶしさ	(12)騒音レベル

□ ; 定期検査を示す。
□ ; 日常点検を示す。

図1-2-2 代表的な学校の施設・設備に係る学校環境衛生基準の主な検査項目

【学校施設整備指針】

「学校施設整備指針」は、学校施設を新築、増築、改築、改修する場合、計画及び設計する際の留意事項について示したものである。例えば、平成31（2019）年3月に改訂された「小学校施設整備指針」では、健康に配慮した施設整備となるように以下のように示されている。

- ・児童の健康に配慮し、校内の快適性を確保するため、採光、通風、換気等に十分配慮しつつ、各種設備機器等も組み合わせて、良好な環境を確保できる計画とすることが重要である。
- ・児童の心と体の健康を支えるため、保健衛生に配慮した施設計画とすることが重要である。
- ・児童の体力向上に資するよう、運動のための空間を利用のしやすさに配慮し、計画することが望ましい。
- ・建材、家具等は、快適性を高め、室内空気を汚染する化学物質の発生がない、若しくは少ない材料を採用することが重要である。
- ・新築、改築、改修等を行った場合は、養生・乾燥期間を十分に確保し、室内空気を汚染する化学物質の濃度が基準値以下であることを確認させた上で建物等の引渡しを受け、供用を開始することが重要である。

学校施設の新築・改築・改修等に当たっては、文部科学省の「学校施設整備指針」や「健康的な学習環境を確保するために一有害な化学物質の室内濃度低減に向けて―（施設面における主な留意点）」（平成23（2011）年3月）において、建物整備時における留意点として、設計時の留意点、換気設備設計時の留意点、工事発注時の留意点、施工監理時の留意点、竣工建物引き渡し時の留意点、学校用家具の導入時の留意点が具体的に示されている。

例えば、竣工建物の引き渡し時の留意点として、新築や改築、改修などを行った際には、「学校環境衛生基準」の定期に行う検査に準じた方法により、ホルムアルデヒド等の揮発性有機化合物の濃度が基準値以下であることを確認した上で引き渡しを受けることが重要であるとしている。

学校環境衛生活動における 学校関係者の役割とその進め方

学校薬剤師は、学校保健安全法第23条第2項の規定に基づき大学以外の学校に置かれる。また、認定こども園法第27条の規定に基づき幼保連携型認定こども園にも学校薬剤師が置かれる。学校薬剤師の職務は、学校保健安全法施行規則第24条で、学校環境衛生検査への従事、環境衛生の維持及び改善に関する必要な指導及び助言等が規定されており、薬学及び公衆衛生学等の専門的立場からの協力が求められている。なお、同施行規則第22条で、学校医は、学校環境衛生の維持及び改善に関し、学校薬剤師と協力して、必要な指導と助言を行うことが規定されている。

学校保健安全法**第23条（学校医、学校歯科医及び学校薬剤師）**

- 2 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。
- 3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。
- 4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。
- 5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部科学省令で定める。

学校保健安全法施行規則**第24条（学校薬剤師の職務執行の準則）**

学校薬剤師の職務執行の準則は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参加すること。
 - 二 第一条の環境衛生検査に従事すること。
 - 三 学校の環境衛生の維持及び改善に関し、必要な指導及び助言を行うこと。
 - 四 法第八条の健康相談に従事すること。
 - 五 法第九条の保健指導に従事すること。
 - 六 学校において使用する医薬品、毒物、劇物並びに保健管理に必要な用具及び材料の管理に関し必要な指導及び助言を行い、及びこれらのものについて必要に応じ試験、検査又は鑑定を行うこと。
 - 七 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する技術及び指導に従事すること。
- 2 学校薬剤師は、前項の職務に従事したときは、その状況の概要を学校薬剤師執務記録簿に記入して校長に提出するものとする。

第22条（学校医の職務執行の準則）

学校医の職務執行の準則は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参加すること。
- 二 学校の環境衛生の維持及び改善に関し、学校薬剤師と協力して、必要な指導及び助言を行うこと。

学校薬剤師が従事する学校環境衛生にかかる定期検査を例にすると、学校薬剤師は、検査の都度、学校保健安全法施行規則第24条第2項の規定に基づき、学校環境衛生検査報告書（p.31、書式1）及び該当する検査票（第2編、様式4-1～様式13）を学校長へ提出する。全ての検査が終わったら、学校環境衛生検査実施状況報告書（p.32、書式2）及び学校環境衛生検査実施状況一覧表（p.33、書式3）を学校長へ提出する。その際、学校薬剤師が検査結果等について直接学校長に説明することが望ましい。これらの資料を基に、実施できなかった検査項目がある場合、実施に向けて学校側と協議する。環境衛生検査の結果及び実施状況の報告の際に活用できる検査票等は、公益社団法人日本薬剤師会ホームページの「日本薬剤師会の活動」＞「学校薬剤師活動」＞「学校環境衛生活動」の中に「学校環境衛生基準に基づく定期・臨時検査の結果に関する記録の様式（学校環境衛生検査票）」が示されている。

書式1 学校環境衛生検査報告書

令和 年 月 日

〇〇〇〇〇校 学校長 様

学校薬剤師 _____ ㊞

学校環境衛生検査報告書

このたび実施いたしました定期（臨時）検査の結果並びに事後措置についての所見は、別紙「学校環境衛生検査票」のとおりであります。

書式2 学校環境衛生検査実施状況報告書

令和 年 月 日
〇〇〇〇〇校 学校長 様

学校薬剤師 _____ (印)

学校環境衛生検査 実施状況報告書

令和〇年度の学校環境衛生検査の実施状況については、別紙「学校環境衛生検査実施状況一覧表」のとおりであります。

(例) 学校環境衛生検査の全項目実施に向けた措置をお願い申し上げます。

※検査できなかった項目がある場合、実施に向けた対応を求める旨を加筆して使用してください。

書式3 学校環境衛生検査実施状況一覧表

学校環境衛生検査実施状況一覧表

学校名：

学校薬剤師：

第1 教室等の環境に係る学校環境衛生基準

検査項目		実施状況	備考 (未実施又は省略の理由等)
換気及び保温等	(1) 換気	実施・未実施	
	(2) 温度	実施・未実施	
	(3) 相対湿度	実施・未実施	
	(4) 浮遊粉じん	実施・未実施・省略	
	(5) 気流	実施・未実施・省略	
	(6) 一酸化炭素	実施・未実施・省略	
	(7) 二酸化窒素	実施・未実施・省略	
	(8) 揮発性有機化合物		
	ア. ホルムアルデヒド	実施・未実施・省略	
	イ. トルエン	実施・未実施・省略	
	ウ. キシレン	実施・未実施・省略	
	エ. パラジクロロベンゼン	実施・未実施・省略	
採光及び照明	オ. エチルベンゼン	実施・未実施・省略	
	カ. スチレン	実施・未実施・省略	
騒音	(9) ダニ又はダニアレルゲン	実施・未実施	
	(10) 照度	実施・未実施	
	(11) まぶしさ	実施・未実施	
	(12) 騒音レベル	実施・未実施・省略	

(4)、(8)及び(12)について、以前の測定結果が著しく基準値を下回ったために省略する場合は、その際の測定年月日及び結果を備考欄に記載すること。

(4)及び(5)については、空気の温度、湿度又は流量を調節する設備を使用していない場合で検査の必要がないと判断し、検査を省略する場合はその旨を備考欄に記載すること。

(6)及び(7)について、燃焼器具を使用していないために検査を省略する場合はその旨備考欄に記載すること。

(8)ウーカについて、検査の必要がないと判断し、検査を省略する場合はその旨を備考欄に記載すること。

一方、学校環境衛生活動は、学校長の責任の下に学校の全ての教職員（非常勤職員である学校医、学校薬剤師を含む）が、それぞれの職務の特性を生かし、校務分掌等により役割を明確にし、学校経営の中で計画的に進めなければならない。「学校環境衛生管理マニュアル」では、学校環境衛生活動の進め方を図1-2-3のようにまとめ、それぞれの段階で関係する教職員等の例を示している。

学校環境衛生活動を効果的かつ円滑に進めるためには、まず学校の環境衛生に関する情報を収集し、関係教職員等が情報を共有することが大切である。学校保健委員会がその情報共有の場として積極的に活用されることが期待されている。

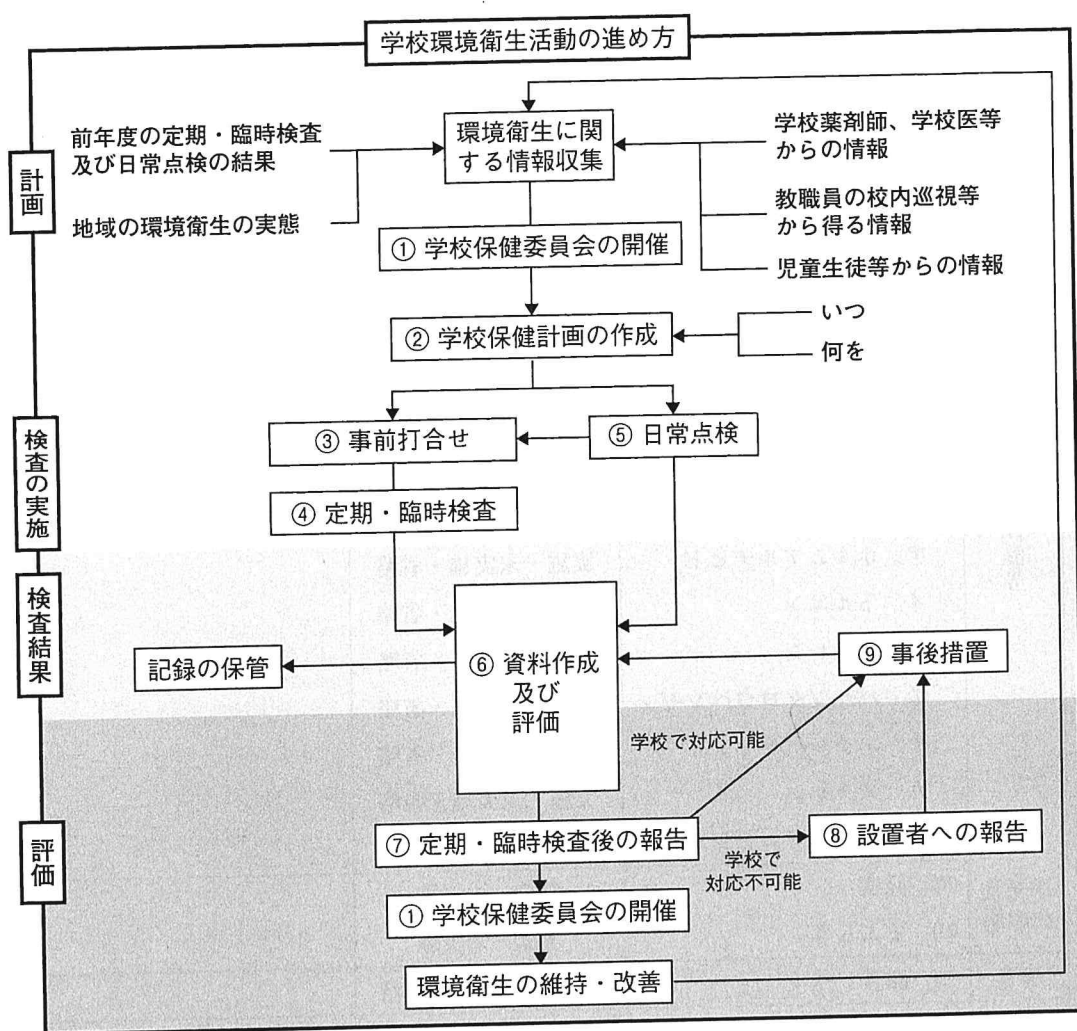


図1-2-3 学校環境衛生活動の進め方

(文部科学省「学校環境衛生管理マニュアル」p.12図I-2より)

【学校保健委員会】

平成20（2008）年1月17日付け中央教育審議会答申「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」では、「学校保健委員会は、学校における健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進するための組織である」と定義付

けられ、保健主事が中心となって、運営することとされている。しかし、学校保健委員会が開催されていない学校や、開催されていても年1回という学校が多く、学校保健に関する十分な議論が行われていない状況である。公益社団法人日本薬剤師会が実施した令和2（2020）年度全国学校保健調査によると、学校保健委員会へ参画した学校薬剤師は38.5%であった。

学校保健委員会で定期検査や日常点検の結果など環境衛生活動の結果や問題点について情報を共有することが大切である。

【学校保健計画】

学校保健安全法第5条において示されているように、学校環境衛生検査の適切な実施には、計画の策定が必要である。この計画が「学校保健計画」であり、地域の実情等を考慮し、各学校において作成する。「学校環境衛生管理マニュアル」では、下記のように学校における年間の環境衛生活動の一例が示されている（表1-2-3）。

表1-2-3 学校環境衛生活動の一年間（例）

月	活動内容（主に定期検査）
4月～6月	・学校保健計画の確認及び修正 ・黒板面の色彩の検査 ・照度、まぶしさ、騒音レベルの検査 ・飲料水等の水質及び施設・設備の検査 ・水泳プールの水質及び施設・設備の衛生状態の検査 ・雑用水の水質及び施設・設備の検査 ・一酸化炭素及び二酸化窒素の検査
7月～9月	・換気、温度、相対湿度、浮遊粉じん及び気流の検査 ・ネズミ、衛生害虫等の検査 ・水泳プールの水質の検査 ・大掃除の実施の検査 ・揮発性有機化合物の検査 ・ダニ又はダニアレルゲンの検査
10月～12月	・照度、まぶしさ、騒音レベルの検査 ・雑用水の水質及び施設・設備の検査 ・大掃除の実施の検査
1月～3月	・換気、温度、相対湿度、浮遊粉じん、気流、一酸化炭素及び二酸化窒素の検査 ・大掃除の実施の検査 ・雨水の排水溝等、排水の施設・設備の検査 ・学校保健委員会（定期検査の報告及び評価） ・学校保健計画案の作成（学校環境衛生活動に関する計画立案）

（文部科学省「学校環境衛生管理マニュアル」p.18<参考I-4>より）